

横浜市屋外広告物条例の改正に向けた検討状況について（報告）

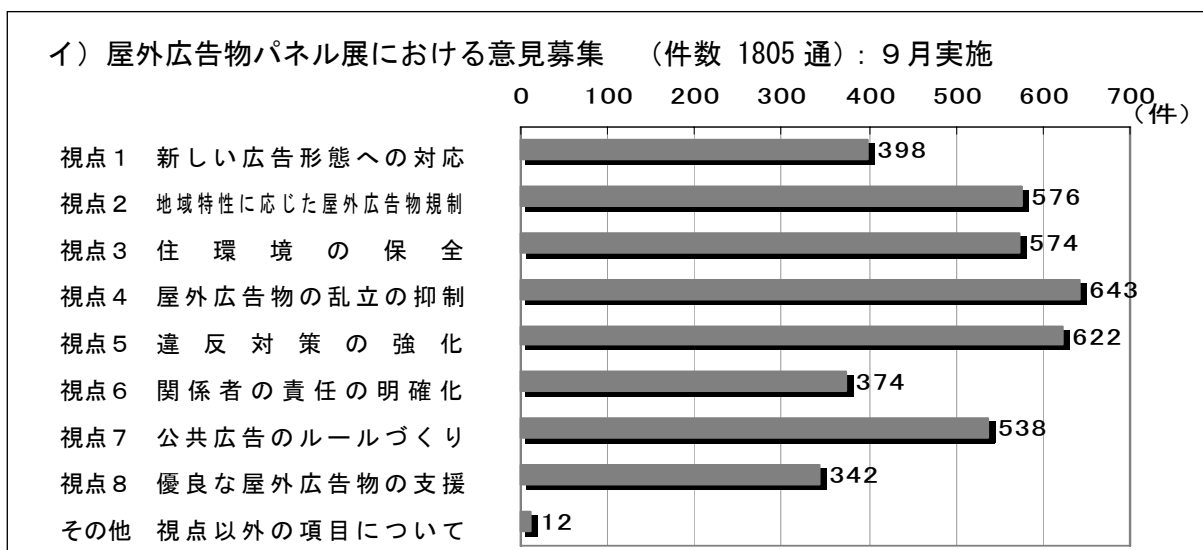
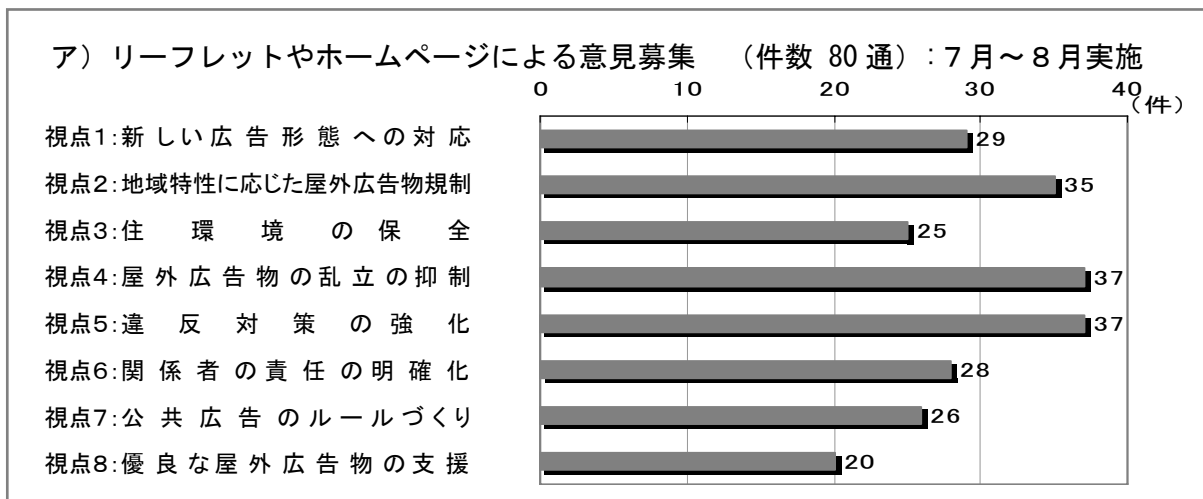
屋外に看板などの屋外広告物を設置する場合、「横浜市屋外広告物条例」に基づき、設置場所や大きさなどの規格を守った上で、市長の許可を得ていただく必要があります。

この「横浜市屋外広告物条例」の見直しに向けて、昨年度より、横浜市屋外広告物審議会において検討を進めてまいりました。

先の5月には、本常任委員会にて、その検討状況について中間的にご報告させていただきましたが、その後、パブリックコメントを実施するとともに、4回目の屋外広告物審議会を開催し、条例等の見直し内容や今後取り組むべき施策について概ねとりまとめることができましたので、改めてその内容についてご報告いたします。

1 市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果

条例の見直しや今後取り組むべき施策として掲げた8つの視点について、重要と思うものを選択していただきました。（複数回答可）



2 条例の見直し・今後取り組むべき施策の主な内容 【参考資料－1、2参照】

屋外広告物審議会においては、条例等の見直しや、今後取り組むべき施策について幅広く議論し、とりまとめをいただきました。また、合わせて、これからの屋外広告物政策の推進に関して、提言をいただきました。

3 スケジュール（予定を含む）

平成22年	1月～6月	横浜市屋外広告物審議会での検討（1回目～3回目）
〃	5月	市会常任委員会への報告
〃	7月～	パブリックコメント実施
〃	10月	横浜市屋外広告物審議会での検討（4回目）
〃	12月	市会常任委員会への報告 【本日】
平成23年	2月	第1回市会定例会に条例改正案を上程
〃	3月	横浜市屋外広告物審議会での検討（施行規則関係）
〃	6月	条例施行規則の改正
〃	7月～9月	条例改正内容についての周知
〃	10月	改正条例の施行

〔参考資料〕

- 参考資料－1 屋外広告物条例等の見直しの内容・今後取り組むべき施策の概要について
- 参考資料－2 横浜市におけるこれからの屋外広告物政策の推進に関する提言
- 参考資料－3 市民意見募集リーフレット(写し)
- 参考資料－4 リーフレットやホームページによる意見募集の結果
- 参考資料－5 屋外広告物パネル展における意見募集の結果

屋外広告条例等の見直しの内容・今後取組むべき施策の概要について

《具体的な施策等の内容》について、「●印：条例改正で対応するもの」、「○印：施行規則改正で対応するもの」、「△印：今後の取り組みとして推進する施策」の3つに分類しています。

【視点①】新しい広告形態への対応

《見直しのねらい、必要性》

LEDを用いた映像装置など、近年の様々な広告媒体に的確に対応できる規制内容としていく必要があります。



壁面に投影された広告（他都市）



まち角に設置される映像装置

《現行の制度概要》

- ・「住居専用地域」において、光源が露出、点滅するものや映像装置等の掲出を禁止しています。

《見直しの方向性・取り組むべき施策》

- ・「映像装置等」についての規定を明確化し、必要な規制を行います。
- ・新しい広告媒体に対しても、速やかに対応できるような制度とします。



《具体的な施策等の内容》

- ・許可基準の追加

○映像装置に対する新たな基準を規則で定めます。

⇒（規制例）道路交通の安全面を考慮して、信号機周辺での設置を規制。また屋上への設置を規制、高さ・面積基準の見直しなど、他の広告物より制限を強化。

（規制のシミュレーション）



現況



シミュレーション①

屋上を禁止し、当該壁面積の3/10の大きさで3～4階部分に設置



シミュレーション②

屋上を禁止し、当該壁面積の2/10の大きさで3～4階部分に設置

●新たな広告媒体を速やかに規制できるよう、「特に市長が定める広告物等」について、必要に応じて、規則で規制できる規定を設けるものです。

【視点②】地域特性に応じた屋外広告物規制

《見直しのねらい、必要性》

全市一律の基準ではなく、賑わいが求められる繁華街や落ち着いたあるまちなみを保全すべき地域など、地域特性に応じた屋外広告物の規制を可能とする制度を設ける必要があります。

《現行の制度概要》

- ・用途地域ごとに広告塔・広告板や屋上看板等について規格を設定しています。
- ・関内地区やMM21 地区では、景観計画において広告物の規制を上乗せし、広告物条例で運用しています。

《見直しの方向性・取組むべき施策》

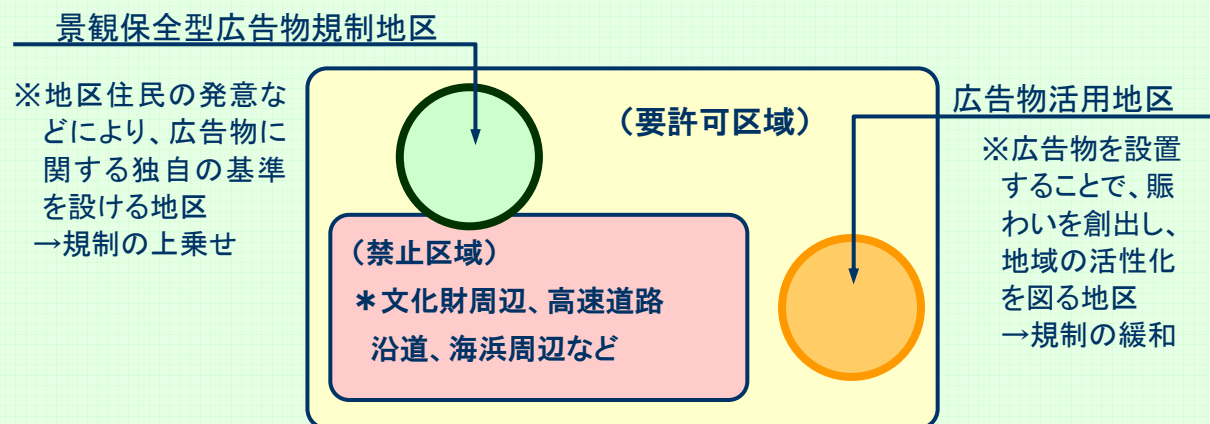
- ・地域特性に応じ、「広告物活用地区*1」や「広告物規制地区*2」等を定められるように制度化します。
 - *1「広告物活用地区」：一般の地域より規制を緩和する地区で、繁華街など、広告物がまちの賑わいを創出しているような地区での活用が考えられます。
 - *2「広告物規制地区」：一般の地域より規制を強化する地区で、文化財の周辺のまちなみなど、景観をより積極的に保全していくことが求められる地区での活用が考えられます。
- ・景観計画と広告物規制の連携に引き続き取り組んでいきます。



《具体的な施策等の内容》

- ・「広告物活用地区」、「景観保全型広告物規制地区」の導入

- 地域特性に応じた屋外広告物規制等が行える「地区」の指定ができるよう規定を設けます。
- 「地区」を指定する場合及び各区域内の基準を定める際に審議会の意見を聴くことにします。



【視点③】住環境の保全

《見直しのねらい、必要性》

居住空間における景観の維持・向上や環境の改善に資するため、低層住居専用地域において、屋外広告物の掲出を抑制する必要があります。

《現行の制度概要》

- ・光源が露出し、点滅するものや映像装置等の掲出は禁止されています。
- ・地上に設置する広告板や広告塔は、高さ 10m以下、表示面積は 1 基あたり 25 m²以下に制限されています。

《見直しの方向性・取組むべき施策》

- ・低層住居専用地域において、映像・点滅装置による屋外広告物に加え、原則として「非自己用広告物*1」の掲出を禁止します。

*1「非自己用広告物」：自己用広告物（自己の氏名や店名、商標などを自己の敷地や建物などに表示する広告物）以外のものをいいます。空き地に設置された屋外広告物などが該当します。



空き地に設置された非自己用広告物

- ・周辺環境との調和に配慮した屋外広告物の掲出を誘導していきます。

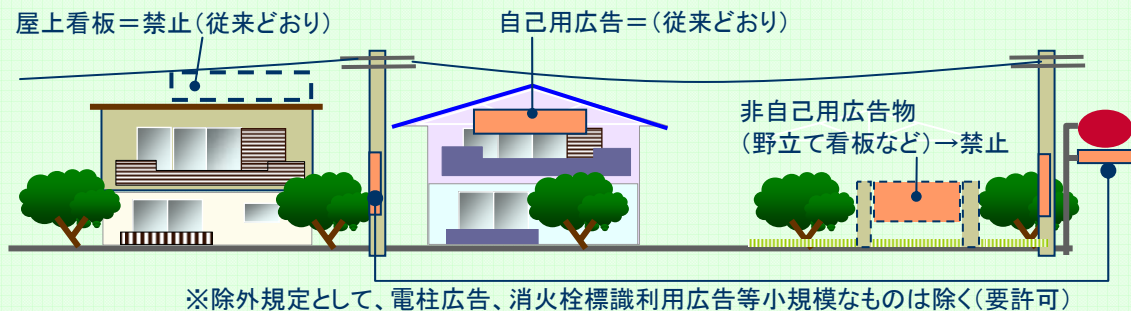


《具体的な施策等の内容》

・ 禁止地域等の見直し

- 第 1 種、第 2 種低層住居専用地域において、小規模な広告物を除き、原則「非自己用広告物」の掲出を禁止とします。

《改正のイメージ》



・ 周辺環境との調和に配慮した屋外広告物の掲出の誘導

- 低層住居専用地域の周辺について、映像装置などを設置する際に周辺への配慮を求める規定を定めます。

【視点④】屋外広告物の乱立の抑制

《見直しのねらい、必要性》

敷地や建築物等を対象とした総量的な規制ルールがないため、特に幹線道路沿いや雑居ビル等に多くの広告物が掲出される場合が見受けられ、対応が必要となります。

《現行の制度概要》

- ・壁面看板の合計を当該壁面積の3/10以内に制限していますが、雑居ビルではテナントごとの掲出申請もあり、規制が難しい状況です。
- ・その他の広告（地上に設置する広告板・広告塔など）には総量規制はありません。

《見直しの方向性・取組むべき施策》

- ・道路沿いなどの非自己用広告物について、複数連続する屋外広告物の規制を行います。
- ・建物全体での屋外広告物の総量を制限する手法を検討します。



道路沿いや雑居ビルに多く掲出される屋外広告物



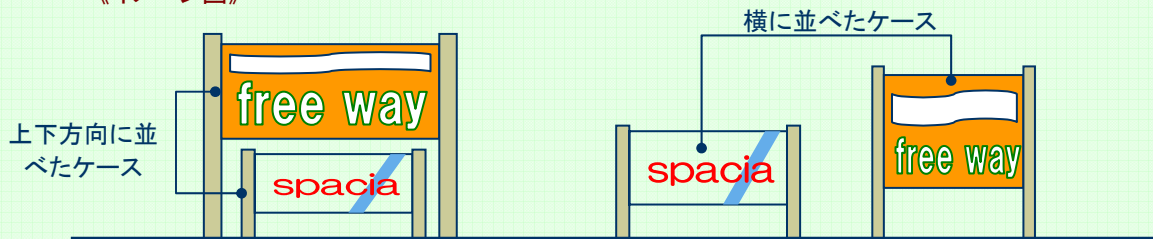
《具体的な施策等の内容》

- ・道路沿いなどの非自己用広告物の規制

○雑然として見え周囲の景観に影響を与える野立て看板の乱立を抑制する基準を規則で定めます。

- ⇒（規制例）
- ・同一内容の広告を連続して掲出することを禁止。
 - ・野立て広告物の相互間距離を規定

《イメージ図》



一定間隔未満の野立看板等の設置を規制

- ・今後取り組むべき施策

△雑居ビル等における総量規制（窓面広告を含む）を検討していきます。

【視点⑤】 違反对策の強化

《見直しのねらい、必要性》

通行の障害や景観の悪化につながる路上に掲出された違法はり紙や立て看板、無許可で掲出された屋外広告物への対策を強化していく必要があります。

《現行の制度概要》

- ・路上のはり紙などの簡易広告物の除却について、駅周辺や幹線道路沿いを中心に月3回程度実施しています。
- ・毎年路線を選定し、現地調査により無許可広告物を把握し、許可申請の督促を行っています。



委託業者による除却作業

《見直しの方向性・取組むべき施策》

- ・違反広告物対策の強化に向け、関係機関との連携や組織体制の強化を図ります。
- ・「違反広告物除却市民ボランティア制度」の導入を図ります。



《具体的な施策等の内容》

・ 今後取組むべき施策

- △違反広告物対策の強化に向け、関係機関との連携や組織体制の強化を図ります。
- △「違反広告物除却市民ボランティア制度」の導入を図ります。

【視点⑥】関係者の責任の明確化

《見直しのねらい、必要性》

屋外広告物の関係者である、広告主や広告業者、施工者、土地・建物所有者、管理者などの責務を明確にする必要があります。

《現行の制度概要》

- ・屋外広告業を営む者は、市に「届出」を行う必要があります。
- ・許可申請書の申請者、広告管理者、施工者を記載するようになってはいますが、広告掲出に対する責務や罰則について、その対象が明確になっていません。

《見直しの方向性・取組むべき施策》

- ・屋外広告業の登録制を導入し、悪質な違反者に対して、登録取消しなどの処分を行います。
*1「登録制」：平成16年の屋外広告物法改正に伴い、屋外広告業についてそれまでの「届出制」から「登録制」とすることができるようになりました。
- ・屋外広告業者のほか、広告主や管理者などの責務を規定します。
- ・違反者の公表制度の導入を検討します。



《具体的な施策等の内容》

・屋外広告業の登録制度の導入

- 神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の5県市が、屋外広告業について、これまでの届出制から登録制へと変更する。

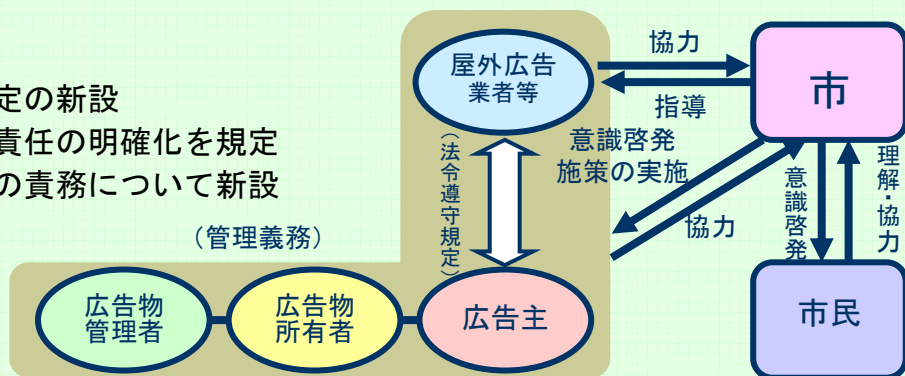
(主な規定内容)

- ・5年ごとの登録更新
- ・業務主任者の設置義務
- ・違反を繰り返す業者に対する営業停止及び登録の取り消し処分
- ・神奈川県の登録を受けた者に関する特例制度（みなし規定）を導入

・広告主など広告関係者の管理義務等

- 法令遵守規定の新設
- 広告主等の責任の明確化を規定
- 市及び市民の責務について新設

(管理義務)



・今後取り組むべき施策

- △違反者の公表制度の導入を検討します。

【視点⑦】 公共広告のルールづくり

《見直しのねらい、必要性》

公共空間における都市景観の維持、保全の観点から公共広告（公共施設に設置される民間広告を含む）についても、質を高めていく必要があります。

《現行の規制概要》

- ・他法令の規定により表示するもの、案内図など公衆の利便性に供するものは、申請が不要で禁止地域や禁止物件、規格等の適用が除外されています。
- ・国や公共団体、公益法人等が表示し、公益上必要なものは、許可申請が不要となっています。

《見直しの方向性・取組むべき施策》

- ・公共広告のガイドラインを策定し、周辺環境との調和に配慮した質の高い屋外広告物の掲出を誘導していきます。
- ・公共施設に屋外広告物を掲出する際、条例の許可対象外のものについても届出制度の導入を検討します。



《具体的な施策等の内容》

・今後取組むべき施策

- △公共広告のガイドラインを策定し、周辺環境との調和に配慮した質の高い屋外広告物の掲出誘導を検討します。
- △許可不要となる公共広告について届出制の導入を検討します。

【視点⑧】 優良な屋外広告物の支援

《見直しのねらい、必要性》

地域の景観に調和した広告物など、優良な広告物の掲出を促すための仕組みをつくる必要があります。

《現行の規制概要》

- ・優良な屋外広告物に対する「支援制度」等はありません。
- ・景観計画区域（関内地区・MM21 地区）では、周辺環境と調和した色彩や照明とするよう指導・協議を行う仕組みがあります。

《見直しの方向性や今後の取組み》

- ・優良な屋外広告物への優遇制度等の導入を検討します。
- ・屋外広告物の美化・改善に向けた支援制度の導入を検討します。



《条例等の見直しの内容》

・今後取組むべき施策

- △優良な屋外広告物への優遇制度等の導入を検討します。
- △屋外広告物の美化・改善に向けた支援制度の導入を検討します。

横浜市におけるこれからの屋外広告物政策の推進に関する提言

横浜市屋外広告物条例の見直しの方向性及び今後取組むべき施策について、4回にわたり横浜市屋外広告物審議会において審議してきましたが、その取りまとめに当たり、横浜市におけるこれからの広告物政策の推進に関して、以下のとおり提言します。

1 『横浜スタイル』の広告物

数的規制にとどまらず、表示内容やデザインも含めて、広告物の質的向上を図るための方策を検討するとともに、都市横浜の個性を感じさせる広告物、あるいは地域特性にマッチした広告物など、「横浜スタイル」と言えるような広告物を創造していくための取り組みを研究すべきである。

2 まちづくり施策と広告物施策の連携

地域の景観は、建築物などの意匠、道路をはじめとする公共空間のあり方、水や緑、そこでの人々の活動などが総合され形づくられている。良好な景観形成を目指す上では、まちづくりに関わる様々な施策と広告物施策との連携や、まちづくりルールなどの活用を積極的に図るべきである。

3 新しい形態の広告物への対応

今後ますます増加してくると考えられる新しい映像装置などを用いた広告物や、現在規制対象となっていない窓面広告をはじめ、新しい形態の広告物について、地域の景観や市民生活への影響も考慮の上、適切なコントロールを検討すべきである。

4 違反広告物対策の強化

違反広告物への対処についての市民ニーズは引き続き高いものがあり、その取り組みを強化していくことが不可欠である。今回の条例改正案に含まれる屋外広告業の登録制度の導入や、関係者の責任明確化といった制度変更を契機に、より実効性の高い違反对策の推進に努めるべきである。

5 公共物を利用した広告事業の質的向上

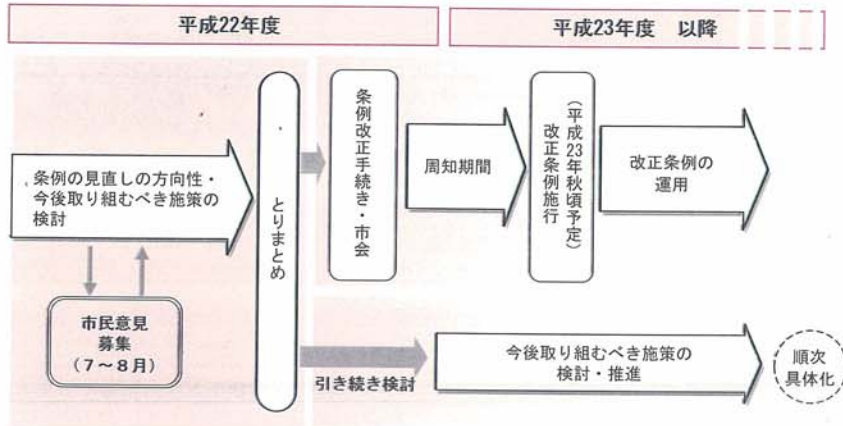
近年、公共物を利用して企業広告を掲出し収入確保を図る事業をはじめ、公共物を利用した広告物が増えているが、当該公共物の位置付けや、広告掲載内容とのマッチングなども考慮の上、景観に配慮した質の高い広告へと誘導していくための仕組みを設けていくべきである。

6 景観や広告物に関する市民意識の醸成、市民PRの促進

暮らしやすい地域づくりを進める上で、景観制度や広告物制度が果たしている役割や、またそれらに関わる諸制度について積極的にPRするなど、市民一人ひとりが景観や広告物への関心を高めただけのような取り組みを進めるべきである。

3 今後のスケジュール

今後、条例の見直しの方向性や今後取り組むべき施策についてとりまとめ、条例改正により対応するものと、引き続き検討し具体化するものがありますが、概ね以下のようなスケジュールで進めていきます。



屋外広告について 考えてみませんか？



横浜市では、屋外広告物条例の見直しや屋外広告物に関する様々な取り組みについて検討しています。皆様のご意見をお寄せください。

平成 22 年 7 月
横浜市都市整備局 都市デザイン室

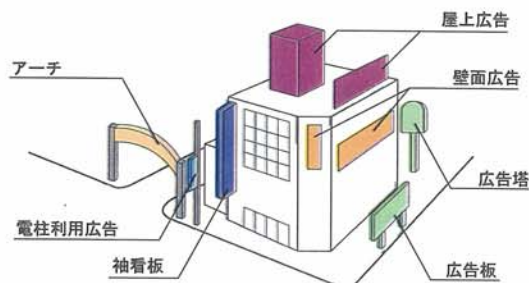


(参考) 屋外広告物とは

屋外広告物とは、次の4つの要件を満たすものをいいます。

- 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
→ 街頭などで配られるビラやチラシなどは含まれません。
- 屋外で表示されるもの
→ 建物の内部や乗り物の内側に表示されるものは含まれません。
- 公衆（不特定多数の人）に表示されるもの
→ 駅の構内や野球場の中などに表示されるものは含まれません。
- 看板、はり紙・はりれ、広告塔・広告板、建物や工作物等に掲出又は表示されるもの
→ 屋外広告物の概念は広く、例えば個人住宅の表札も屋外広告物に含まれます。

※屋外広告物には次のようなものがあります。



《お問合せ先》
横浜市都市整備局 都市デザイン室
TEL 045-671-2648
FAX 045-663-8641
HP <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/design/okugai-koukoku/>

1 検討の背景

まちの中に設置される看板などの屋外広告物は、情報を伝達する重要な手段であると同時に、都市景観など、まちなみに影響を与えるものでもあります。

横浜市では、屋外広告物法に基づき横浜市屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の大きさなどの規格や表示できない場所などを定めており、許可を得て屋外広告物を設置してもらうことにより良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止に努めています。

この一方、

- 景観に対する意識が高まりつつあるなか、都市景観の向上に資する屋外広告物政策を促進していく必要があること
- 近年増加しているLED（発光ダイオード）を用いた屋外広告物など、新しい形態や種類の屋外広告物への対応が求められていること
- 屋外広告物法の改正に伴い、県と合わせて、屋外広告物の届出制を登録制へと変更する必要があること

などから、今回、屋外広告物条例の見直しを行うとともに、屋外広告物行政にかかわる新たな取り組みを進めていくことによって、横浜らしい魅力ある景観づくりにつなげていきたいと考えています。

現在、横浜市屋外広告物審議会^{*1}において、このための検討を進めており、この一環として市民の皆様のご意見をお伺いするものです。

^{*1} 屋外広告物審議会：学識経験者や関係者などによる屋外広告物に関する審議会です。

現行の屋外広告物制度の概要については、横浜市ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/design/okugai-koukoku/> をご覧ください。

2 条例の見直しの方向性・今後取り組むべき施策

視点① 新しい広告形態への対応

近年、LED（発光ダイオード）を用いた大型の映像装置などが、まちなかでも多く見られるようになってきました。このような新しい広告媒体にも適確に対応できる規制内容としていく必要があります。



まちなかに設置される映像装置

- 映像装置などについての規定を明確にし、必要な規制を行います。
- 新しい広告媒体に対しても、速やかに対応できるような制度とします。

視点② 地域特性に応じた屋外広告物規制

全市一律ではなく、賑わいが求められる繁華街や落ち着いたまちなみを保全すべき地域など、地域の特性に応じた屋外広告物規制が行えるような制度とする必要があります。

- 地域の特性に応じ、「広告物活用地区*1」や「広告物規制地区*2」などを定められるように制度化します。

- *1 広告物活用地区：一般の地域より規制を緩和する地区です。繁華街など、広告物がまちの賑わいを創出しているような地区での活用が考えられます。
- *2 広告物規制地区：一般の地域より規制を強化する地区です。文化財の周辺のまちなみなど、景観をより積極的に保全していくことが求められる地区での活用が考えられます。

視点③ 住環境の保全

居住空間としての景観の維持・向上や環境の改善に資するため、低層住居専用地域においては、屋外広告物の掲出を抑制する必要があります。

- 低層住居専用地域において、映像・点滅装置による屋外広告物に加え、原則として「非自己用広告物*1」の掲出を禁止します。
- 周辺環境との調和に配慮した屋外広告物の掲出を誘導していきます。

- *1 非自己用広告物：自己用広告物（自己の氏名や店名、商標などを自己の敷地や建物などに表示する広告物）以外のものをいいます。空き地に設置された屋外広告物などが該当します。



空き地に設置された非自己用広告物

視点④ 屋外広告物の乱立の抑制

敷地や建築物などを対象とした総量的な規制ルールがないため、特に道路沿いやいわゆる雑居ビルなどでは、個々の屋外広告物は規格を満たしているものでも、屋外広告物が乱立し、雑然と見えるケースがあります。



道路沿いや雑居ビルに数多く掲出される屋外広告物

- 道路沿いなどの非自己用広告物について、複数連続する屋外広告物の規制を行います。
- 建物全体での屋外広告物の総量を制限する手法を検討します。

視点⑤ 違反対策の強化

通行の障害や景観の悪化につながる、路上に掲出された違法のはり紙や立看板、無許可で掲出された屋外広告物への対策を強化していく必要があります。



委託業者による除却作業

- 違反対策の強化に向け、関係機関との連携や組織体制の強化を図ります。
- 「違反広告物除却市民ボランティア制度*1」の導入を図ります。

- *1 違反広告物除却市民ボランティア制度：講習を受けていただいた市民の方々に、違反はり紙などの除却をお手伝いいただく制度です。

視点⑥ 関係者の責任の明確化

屋外広告物掲出の関係者である、広告主や広告業者、施工者、土地・建物所有者、管理者などの責務を明確にする必要があります。

- 屋外広告物の登録制を導入し、悪質な違反者に対し、登録取消などの処分を行います。
- 広告主や管理者などの責務を規定します。
- 違反者の公表制度の導入を検討します。

視点⑦ 公共広告のルールづくり

公共空間における都市景観の維持、保全の観点から、公共広告（公共施設に設置される民間広告を含む）についても、質を高めていく必要があります。

- 公共広告のガイドラインを策定し、周辺環境との調和に配慮した質の高い屋外広告物の掲出を誘導していきます。
- 公共施設に屋外広告物を掲出する際、条例の許可対象外のものについても届出制度の導入を検討します。

視点⑧ 優良な屋外広告物の支援

地域の景観に調和した屋外広告物など、優良な屋外広告物の掲出を促すための仕組みをつくる必要があります。

- 優良な屋外広告物に対する支援制度などの導入を検討します。
- 屋外広告物の美化・改善に向けた支援制度の導入を検討します。

「横浜市屋外広告物条例の見直し等」に関する 市民意見募集の実施結果について

横浜市では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止を図るため、横浜市屋外広告物条例を制定し、規制を行っています。現在、この条例の見直し等について検討を進めており、この一環として市民意見募集を行いました。

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成22年7月23日から平成22年8月23日
- (2) 募集方法 リーフレットの配布及びホームページでの掲載

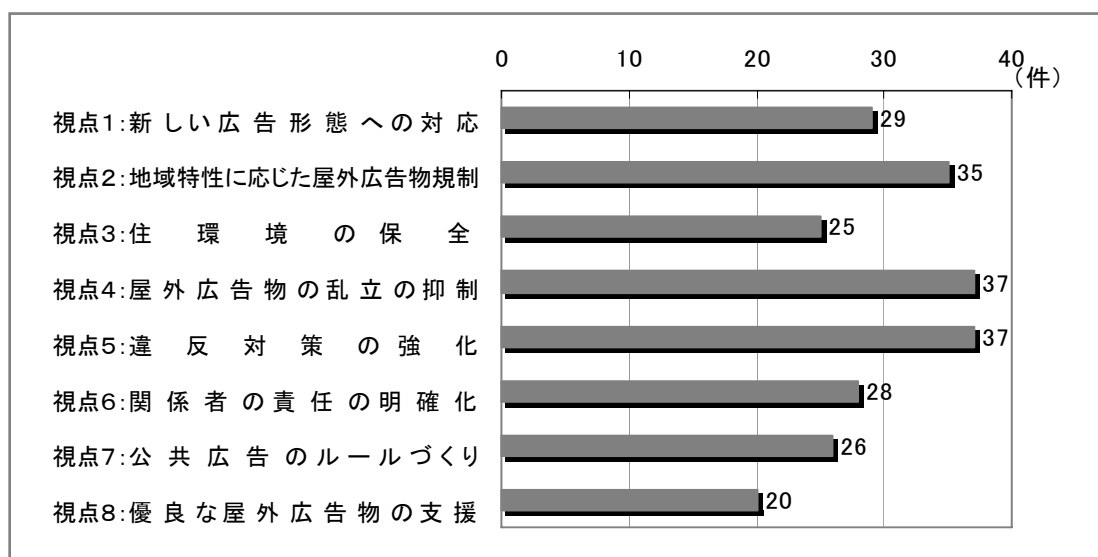
2. 意見提出状況

- (1) 提出件数 80通
 内訳

・ハガキ	-----	51通
・電子メール・ホームページ	---	26通
・FAX・持参	-----	3通
- (2) 延べ意見数 163件

3. 質問項目と実施結果

◆「条例の見直しの方向性・今後取り組むべき施策」で掲げている8つの視点のなかで、重要だと思うものについて（複数回答可）



◆屋外広告物についてのご意見、ご提案について

自由意見欄に記入されたご意見について、その文意を踏まえて、以下のように分類しました。

意見の内訳	件数
全般的なご意見	14件
視点1【新しい広告形態への対応】にかかわると考えられるご意見	16件
視点2【地域特性に応じた屋外広告物規制】にかかわると考えられるご意見	26件
視点3【住環境の保全】にかかわると考えられるご意見	19件
視点4【屋外広告物の乱立の抑制】にかかわると考えられるご意見	20件
視点5【違反对策の強化】にかかわると考えられるご意見	20件
視点6【関係者の責任の明確化】にかかわると考えられるご意見	14件
視点7【公共広告のルールづくり】にかかわると考えられるご意見	5件
視点8【優良な屋外広告物の支援】にかかわると考えられるご意見	16件
その他のご意見	13件
合計	163件

4. 主なご意見と、それに対する市の考え方

全般的なご意見（14件）	
屋外広告物行政全般について（8件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ヨコハマの景観を守るための取り組みをお願いしたい。 ○屋外広告物により、まちの景観を損なうことのないように配慮する必要がある。 ○横浜市ならではの都市デザイン行政の実績を活かし、より魅力的なまちにして欲しい。 ○経済・社会動向に柔軟に対応するために、条例を適宜見直すことは必要だと思う ○屋外広告物の規制は大変難しいものだが、掲げている視点を制度化し、地道に進めることで、幅広く市民に都市の美観への理解や守る大切さが浸透していくと思う。 ○広告は美的感覚という面もあり難しい問題ではあるが、一緒に考えていきたいと思う。 ○広告をまちづくりに利用するつもりで考えてもらいたい。 ○運用等をスムーズにするためには、屋外広告物の定義を明確に定めた方が良いのではないかな。 	<p>屋外広告物は、情報提供や地域の活性化に役立つと同時に、まちの景観を構成する重要な要素でもあるため、今後とも適切にコントロールをしていくべきと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の屋外広告物施策の参考とさせていただきます。</p>
屋外広告物全般について（6件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活では麻痺しているが、改めて広告物を見てみたら唾然とした。特に屋上広告物の醜さには、まち並みへの暴力ではないか！とさえ感じた。 ○見て、見苦しい貼り方の規制は必要である。 ○広告は目に付きやすいように掲示されるものだと思うが、逆にうるさすぎるものについては印象が良くない。情報をコンパクトにし、表現をよりスマートにする必要がある。 ○現在、日本国内の経済状況が悪いことや広告自体がインターネットへ移行していることなどから、今後の看板市場は縮小していくのではないかな。 ○中国などからの観光客の増加や、外国資本の企業が多くなることも予想され、さらに今まで見たことのないようなタイプの看板を出さないとも限らない。周知のためにも英語や中国語のパンフレットなどの用意を検討すべき。 	<p>屋外広告物は、情報提供や地域の活性化に役立つと同時に、まちの景観を構成する重要な要素でもあるため、今後とも適切にコントロールをしていくべきと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の屋外広告物施策の参考とさせていただきます。</p>

視点1【新しい広告形態への対応】にかかわると考えられるご意見（16件）	
映像広告の設置方法などの制限について（12件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○LEDの広告に目を取られ、運転手や歩行者が前方不注意になる問題がある。設置角度などを考える必要がある。 ○設置場所によっては、表示時間を制限していくことも必要ではないか。 ○LEDをはじめ、光源が強いもの、点滅するものについては、光の量や点滅の時間(速さ)などを含めた光害への対応が必要である。特に住居系地域ではより強い規制も考えるべき。 ○映像広告は目に付きやすい反面、うるさすぎるものについては印象が良くないため、デザイン等も考えていく必要がある。(コンパクト化など) ○広告の映像化が進むことにより、まちをうるさくし、魅力を低下させてしまうことも考えられる。 ○映像装置の規格だけでなく、流される映像内容の規制についても考えて欲しい。 	<p>映像広告は、通常の広告物よりも周囲に与える影響が相当に大きいことなどから、大きさや設置場所等について、新たな規制方法を検討してまいります。</p> <p>映像の内容についての規制については、現行法制度下では難しいと考えますが、今後の研究課題とさせていただきます。</p>
映像広告の活用について（2件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○映像というツールを利用して、広告物の集約化に繋げていくことも考えられる。 ○映像広告は現状では悪さばかりが目につくが、使い方によっては面白い景色が演出できるかもしれない。 	<p>いただいたご意見は、今後の屋外広告物施策の参考とさせていただきます。</p>
映像広告の差別化について（1件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物の申請料金を変更してはどうか。一台の広告看板として役割の違いを徴収料金の面で明確に差別化しないと、不公平感があると思う。 	<p>条例の申請手数料は、その事務コストを基本に定めるものとなっています。映像装置の差別化については、大きさや設置場所等の規制方法や、基準面積の算定の仕方などの視点から検討してまいります。</p>
その他の広告物について（1件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○今後は、屋外広告物だけでなく窓面広告についても考えていくことが必要になる。 	<p>窓面広告は、屋外広告物に該当しないため、規制の対象外とされていますが、景観上の影響も大きいと考えられることから、その対応について今後検討してまいります。</p>

視点2【地域特性に応じた屋外広告物規制】にかかわると考えられるご意見（26件）

地域ごとのルールについて（22件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域により、これまで以上にきめ細やかに規制すべきだと思う。 ○魅力（価値）あるまちにしていくため、地域の実情に応じた規制と緩和の両面を持つ、メリハリある運用が必要と思う。 例：特徴ある地域(中華街、MM21、閑静な住宅地、古くから残るまち並み、商店街など) ○MM21地区は、屋外広告物を含め整然としていて美しいまち並みを形成しているが、旧市街地では依然として雑然としたまちが多く見受けられる。 ○横浜は緑豊かな数少ない都市なので、中心部(中・西区)ばかりでなく、西部、南部の緑地の景観にもっと配慮すべきだと思う。 ○屋外広告物を単に規制対象と捉えず、地域のニーズにあわせた広告のあり方を考えていく必要がある。 ○自分のことしか考えない広告が多すぎる。まちの美観を考えてまち並みを保全していくべきである。 ○広告は、まちの生活・文化の一面を表していると同時に、それぞれに役割があると思う。 ○秋葉原のように広告自体がまちの雰囲気を作っている事例もあるので、広告を利用するつもりで考えるべき。 	<p>今回の条例改正の中で、地域特性に応じて、広告物規制を強化したり緩和したりすることができる制度を新たに盛り込む予定です。</p>
地域ルールの活用について（4件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○実際に導入する場合は、具体的な対象地区はどこを想定しているのか。また、地区選定に際し、地域、事業者等との合意形成はどのように図っていくのか。 ○地域特性に応じた屋外広告物を掲出する権利を横浜市が一括で管理していく方法もある。(パリ市などの海外事例を参考にする。) ○エリアマネジメント広告のような新しい仕組みについても積極的に取り組んで欲しい ○市が率先してルールづくりを進めて欲しい。 	<p>今回の条例改正の中で、地域特性に応じて、広告物規制を強化したり緩和したりすることができる制度を新たに盛り込む予定です。</p> <p>具体的な地区の設定については、今後、地域の状況や皆さんのご意見などを踏まえて進めることとなります。</p>

視点3【住環境の保全】にかかわると考えられるご意見（19件）	
住宅地における規制の必要性について（7件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市でも住宅地に空き地が目立つようになり、そこに広告看板が乱立してしまうこと、駐車場で派手な看板が目につき、住環境の質を下げていると感じる。低層住居地域に対する規制は是非とも検討して欲しい。 ○現在は閑静な住宅地である。今後も住み良いきれいなまち並みをつくり、守っていくことが大事だと思う。 ○落ち着いたまち並みをつくるために、広告物をなくすということも考えられる。 	<p>住環境の維持・保全是重要な課題であると考えていますので、今回の条例改正において、低層住居専用地域における広告物の規制強化策を盛り込む予定です。</p>
住宅地における規制内容について（12件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○光源が点滅する照明設備（ネオンなども）については、住居系地域では全面規制すべきである。 ○景観や安全の問題から、非自己用広告物の規制についても考えて欲しい。 ○柱類広告については、地域振興に寄与する広告であり、公衆の利便（当該地点の町名番地など）の観点からも規制対象から外してもらいたい。 ○親を病院に連れて行く際、道路沿いにあった看板によって迷わなかったのが位置を示す看板は必要だと思う ○不慣れなまちへ出かけたとき、電柱についている広告に住所の表示があり安心できた。このような広告まで制限するのは反対です。 	<p>低層住居専用地域では、映像装置や照明装置などについては現在も規制を行っていますが、今後、第三者広告についても、原則禁止としていく考えです。</p> <p>ただし電柱に添加されている広告物など、小規模な広告物等については、引き続き設置できるよう配慮いたします。</p>

視点4【屋外広告物の乱立の抑制】にかかわると考えられるご意見（20件）	
総量規制について（6件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○総量規制は導入すべきである。 ○建築のファサードの大部分を広告が覆うと、そのまちならではの色が無くなってしまう。 ○総量を規制することによって、「早い者勝ち」にならないような運用が重要になる。 ○総量規制(掲出面積)や技術規制(LED等の発達)については個々の事情、経済活動等の要因で一概には結論付けられない。 	<p>いただいたご意見を踏まえ、雑居ビル等における広告物の総量規制の方策について検討してまいります。</p>
広告物の乱立抑制などについて（9件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○家の近くや道路の交差点等でも広告が乱立しており、景観のみならず、安全面においても懸念される広告物がある。 ○市街化調整区域における看板の乱立が、周辺の緑地景観を損なっている。 ○非自己用広告物の規制は導入すべきである。 ○乱立を防ぐために、共同で掲出できる集合広告版(有料)を設置し、利用を促す。 ○一般道等については目に余るようなものはともかく、あまり規制する必要はないと思う。 	<p>いただいたご意見を踏まえ、道路沿いの野立て看板などの乱立を抑制するための規制の方策について検討してまいります。</p>
広告掲出の効果について（5件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○周囲に既に看板があればより目立つものという連鎖が、看板の乱立をつくりだしているのかもしれない。 ○広告が多いと結果的に広告効果が減ってしまう。 ○看板を設置する側は、目立つことにより集客力や知名度のアップを確信しているのかもしれないが、客観的に見てどのくらい効果があるのか気になる。 ○必要以上に広告があると本当に必要な表示が目立たなくなる。 	<p>いただいたご意見は、今後の広告物施策の参考とさせていただきます。</p>

視点5【違反对策の強化】にかかわると考えられるご意見（20件）

<p>違反広告の除却について（7件）</p>	<p>市の考え方</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○路上の違反看板(商店街や繁華街など)は通行の妨げになり安全上も問題である。 ○歩道上の不動産や飲食店の看板は放置自転車と同様で、歩行者の邪魔になり、危険でもある。 ○違反広告物を除却する前に違反である旨を警告書などにより通知する。 ○既得権や過去の経緯は一旦断ち切り、景観を壊す悪看板を一掃する取り組みを、是非ともお願いしたい。 ○商店街や繁華街などで乱立する看板やのぼりなどの「数を増やす、派手にする」などでお客さんが増えるという循環を断ち切り、すっきりした通りになると良いと思う。 	<p>歩道上の貼り札や立看板などの屋外広告物は、ほとんどが許可を受けていない広告物と考えられ、定期的に除却等を行っていますが、イタチごっこの面もあり、十分な対策が取れているとは言い難い状況です。</p> <p>今後、違反对策のための体制強化とともに、市民ボランティア制度の導入、また関係団体との連携などを含め、より効果的な違反広告物対策を推進していきたいと考えます。</p>
<p>違反对策の強化について（13件）</p>	<p>市の考え方</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市の屋外広告物景観の向上ため、執行体制を強化して欲しい。 ○違反对策をしっかりとしないと、規制している意味がない。正直な申請者が報われるような体制づくりを考えて欲しい。 ○違反があったとしても、結局はやった者勝ちみたいな状態となっている。 ○取締り、違反への対応権限は強力にした方が良い。 ○無届けの業者などの秩序や安全性を無視した屋外広告物の設置により、違反広告が乱立した状態となっている。 ○登録した情報を年に一度はチェックし、違反があれば取り締まる。 ○道路占用手続きと連携した広告物申請をさせる。 ○違反業者(無申請)を十分に摘発できていない現状を考えると、土木事務所やボランティアなどの応援がないと、問題は解消されない。 ○申請をシステム化(インターネット等)により簡易にすることで、申請件数が増えるのではないか。(規格の可否などの検証も含め) 	<p>いただいたご意見を踏まえ、今後、違反对策のための体制強化とともに、市民ボランティア制度の導入、また関係団体との連携などを含め、より効果的な違反広告物対策を推進していきたいと考えます。</p>

視点6【関係者の責任の明確化】にかかわると考えられるご意見（14件）	
広告業者の責務について（12件） <ul style="list-style-type: none"> ○事業者が二度と違法行為をしないような、実効性のある厳重な処罰を求める。 ○未だに無届/無申請/無指導の業者が利益を取り続ける状態はおかしい。 ○ルールを守っているものが損をしないよう、関係者の責任の明確化や違反对策の強化は不可欠である。 ○基準を無視する業者を使わないよう、屋外広告業界にしっかりとした基準が必要な時期だと思う。 ○屋外広告業者の登録認可制度まで絞り込んだ方が違反業者の締め出しに繋がり、業者としての泣き寝入りも防げる。 ○また貸しなど、最終責任者が分からないまま倒産し、広告が放置されてしまうことがあるので責任の明確化は必要。 ○業者が条例に沿った屋外広告物を作成・設置するよう指導が必要である。 	市の考え方 今回の条例改正では、屋外広告業者の登録制度を導入することとしており、法令遵守のもと屋外広告業務が行われるよう、適切に運用してまいります。
発注者の責務について（2件） <ul style="list-style-type: none"> ○問題点は不良業者だけではない。不良発注者も存在し得るという視点を忘れないで欲しい。 ○施主(発注者)のモラルまで責任を持つことが困難な為、ある程度業界(協会等)に権限を持たせて欲しい。 	市の考え方 今回の条例改正では、屋外広告業者のみならず、新たに広告主や施設管理者など、関係者の責務も規定し、適切に屋外広告業務が行われるよう取り組んでまいります。

視点7【公共広告のルールづくり】にかかわると考えられるご意見（5件）	
ルールの必要性について（2件） <ul style="list-style-type: none"> ○しっかりとしたルール(ガイドライン)をつくり、質の高い公共広告にしていくべきである。 ○安全や生活上などで必要な公共広告については、適切なものが適切な場所に掲出できるように担保しておく必要があると思う。 	市の考え方 いただいたご意見を踏まえ、施策の検討を進めていきます。
チェックの仕組みについて（3件） <ul style="list-style-type: none"> ○ガイドラインの策定と同時に関係者への周知や遵守状況など、チェックする体制も考えていくべきだと思う。 ○公共事業の財源確保の観点から広告収入というのも一つの方策と考える。都市景観の保全のための規制と財源確保のための緩和という相反するもののバランスを考えて進めて欲しい。 	市の考え方 いただいたご意見を踏まえ、施策の検討を進めていきます。

視点8【優良な屋外広告物の支援】にかかわると考えられるご意見（16件）

優良広告物の支援について（6件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○優良な屋外広告物の支援を行うことによりまち全体が広告物のデザインギャラリーになったら良いと思う。 ○優良広告物を支援することによって、地域との景観の調和に繋がると良いと思う。 ○政策でやることだと思っていたが、条例等で盛り込めれば飴と鞭で良いと思う。 ○優良な屋外広告物への支援の内容は？ これにより内容の検閲に繋がる恐れはないのか。 ○申請のシステム化により手数料収入を増加させ、それを原資に優良な広告物の支援に当てることもできると思う。 ○優良な屋外広告物を指定するならコンペを実施するという方法がある。しかし、コンペとなると時間もかかり広告の即時性がなくなるという面もある。 	<p>いただいたご意見を踏まえ、施策の検討を進めていきます。</p>
広告物の評価の方法について（4件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○認知度の向上を図るために、模範広告物の表彰制度をつくる。 ○市民のみなさんに広告物を意識してもらうため、「広告物ランキング」を発表する。逆にワーストも決めることにより、広告主の意識を変えていくことも考えられる。 ○良いデザインの広告は好ましいと感じるが、規制やルールでは良いデザインは生まれにくい。 ○公害のような広告もあれば、ランドマークのような広告もあると思う。その区別の基準が難しい。 	<p>いただいたご意見を踏まえ、施策の検討を進めていきます。</p>
広告物の色やデザインについて（6件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○アートの広告の良さは大事にしたい。 ○看板いっぱい、数多くの情報が詰め込まれていることが見苦しく見える要因ではないか。 ○現在の広告はデザイン性より経済性を重視したものが多くなっている。人々の意識改革も必要になる。 ○壁面看板、広告塔等はマンセル表色系で R 系、YR 系、Y 系の色相を使用する場合は彩度4以下、その他の色相を使用する場合は彩度2以下の基準を盛り込んで欲しい。 ○単純に色彩などを基準でコントロールするよりも良い広告を誘導する仕組みが必要である。 ○全国チェーンの広告は、多く集まることでまちの風景を没個性化している。色やマーク、大きさなどで、まちにとって無個性なものでない広告の風景ができないかと思う。 	<p>いただいたご意見を踏まえ、施策の検討を進めていきます。</p>

そ の 他（１３件）	
駅構内や車内の広告について（２件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○駅構内や車内の広告などは、どのような対応になるのか。 ○駅構内のデジタルサイネージの広告がおもしろい。街中にこのような広告があれば、おしゃれなまちになると思う。 	<p>駅構内や車内の広告は屋外広告物に該当しませんが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
広告業界への配慮について（５件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○広告関係団体との意見交換等をお願いしたい。 ○規制等が必要な面もあるが、広告業者の今後の仕事の面についても考慮して欲しい。 	<p>広告関係団体の方々からもご意見を頂きながら検討を進めていきます。</p>
音の規制について（２件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○音声雑音が聞こえるため、音の規制についても考えて欲しい。 	<p>音声・騒音等については、屋外広告物には該当しませんが、事案に応じて、所管部署と連携しながら対応していきます。</p>
バス停上屋広告について（４件）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○上屋広告の設置に合わせ、バス到着予定表示パネル板を併設して欲しい。 ○郊外のバス停や市営バス以外も含めて、上屋広告の積極的な拡充を希望する。 	<p>いただいたご意見については、所管部署にお伝えします。</p>

平成 22 年度横浜市屋外広告物制度普及パネル展のアンケート結果

1. 実施概要

- (1) 開催日 平成22年9月11日(土)、9月12日(日)
- (2) 開催日 横浜駅東口新都市ホール B2 横浜そごう前
- (3) 調査方法 展示会場での記入式によるアンケートを実施

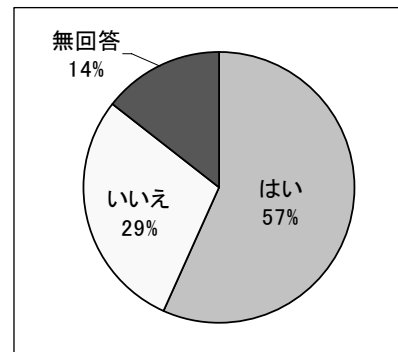
2. アンケート提出状況

- (1) 提出数 1,805 通

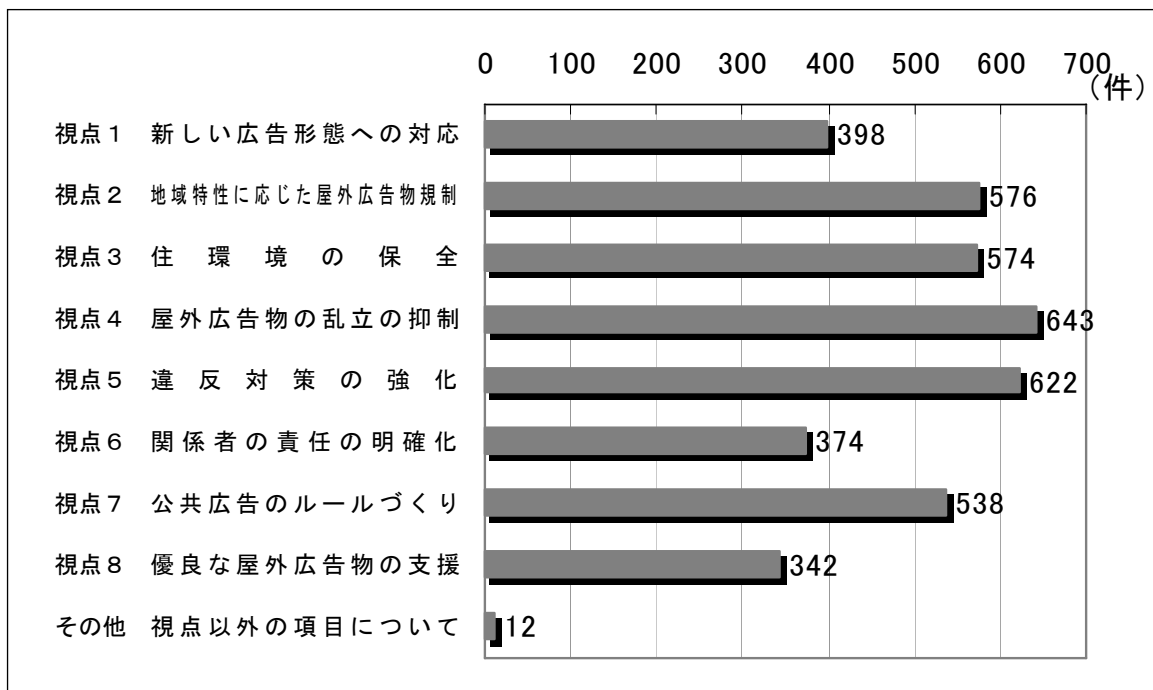
内訳 (・9月11日 886 通)
(・9月12日 919 通)

3. 質問項目と実施結果

Q1:看板などの広告物を屋外に設置する場合、大きさや設置場所について、規格を守り、条例に基づく許可を受ける必要があることを知っていましたか。



Q2:屋外広告物に関し、今後取り組むべき施策として、重要と考えるものに○をつけてください。(複数回答可)



Q3: 屋外広告物についてのご意見、お気づきの点などがあれば、ご自由にお書きください。
(意見数=359件)

【主な意見の要旨】 ※8つの視点に関連する意見を抽出し、視点ごとに整理しています。

全般的なご意見

- ・横浜にふさわしい広告物であって欲しい。
- ・景観を損なわず、先進的かつクリーンなイメージの横浜を希望します。
- ・子どもにとって有害な広告はなくすべき。
- ・屋外広告は出来るだけ、なくして下さい。
- ・屋外広告物が景観を損なうこともあるので、対策をとるべき。
- ・日本は屋外広告が多すぎる。もっと規制すべき。
- ・景観を乱すようなものは、きちんとルールで取り締まられると良いなと思います。
- ・形もですが、色の氾濫を抑えて下さい。
- ・ある程度のルールも必要だと思うが、ゆとりも必要と思う。

視点1 【新しい広告形態への対応】にかかわると考えられるご意見

- ・パチンコ店の照明（LED等）による広告の規制が出来ないか。
- ・電子看板の普及の取り組み。

視点2 【地域特性に応じた屋外広告物規制】にかかわると考えられるご意見

- ・適切な場所に適度な広告を出して欲しい。乱立しているとかえって見苦しいと思います。
- ・街にマッチした広告をつけていただきたいです。ヨーロッパの街のような統一感のあるものが良いと思います。
- ・地域に溶け込むような広告物を望みます。
- ・広告物が道や通りの景観を損ねることのないよう、その場所に合った広告物をつくるなどして欲しいです。

視点3 【住環境の保全】にかかわると考えられるご意見

- ・住宅街にはあまり置いて欲しくない。
- ・むやみやたらに広告を出さないように、環境の保全をお願いします。
- ・住環境の保全に力を入れて欲しい。

視点4 【屋外広告物の乱立の抑制】にかかわると考えられるご意見

- ・広告がやたらに氾濫しているので、規制が必要です。
- ・不必要に広告がありすぎるのは、好ましくありません。
- ・見通しがきかず、危険なものが多い。取り去って下さい。
- ・大きさ、形など様々なものがあり、もっと均一化してまち並みをきれいにした方が良い。
- ・マンションの広告で必要以上に屋上に広告塔を設置し、周辺住宅に迷惑をかけているケースが多い。
- ・目立たなくてはいけないものであるが、均一のとれた方向性が必要である。

視点5 【違反对策の強化】にかかわると考えられるご意見

- ・立て看板の乱立、電柱への貼り広告などがまちの美観を損ねている。
- ・歩道に乱立している広告は歩行の邪魔になり、子ども連れには危険。

- ・道路上の広告物はやめて欲しい。
- ・無許可の広告物の規制を強化して欲しい。
- ・モラル、常識等では期待できない。健全的ではないが、違反強化等が必要です。
- ・違反広告は行政が率先して厳しく取り締まるべきです。
- ・交通の邪魔になるものや、ルールに反するものを取り締まる。
- ・歩道にはみ出した広告は、もっと取り締まったほうが良い。
- ・道路管理者と協力して、違法な広告物の規制に努めて欲しい。
- ・道路占有許可との兼ね合いをもっと強化して欲しい。
- ・屋外広告の設置のルールをきちんと周知すべき。
- ・どこに違反などを申告するのか。規制はどこを見れば良いのか明確にして欲しい。
- ・期間切れ、破れた広告を長い間そのままにしておく、ゴミを眺めているように思うことがある。
- ・古い広告が貼ったままになっていて、回収作業が行われていない物を良く見ます。回収方法についても対応も。

視点6 【関係者の責任の明確化】にかかわると考えられるご意見

- ・広告のどこかに、その広告の責任所在がわかるようにすると良い。
- ・ルールを知らない人、知って無視する人が多勢で、取り締まりはきりが無いと思います。
- ・老朽化した物や、広告主の倒産などで不要となった物の対策を頑張ってもらいたい。
- ・以前古くなった屋外広告で怪我した事があります。古くなったものの責任も考えて欲しいです。
- ・ビルに設置されている危険な広告。風雨が強いときは怪我をすることも有る。

視点7 【公共広告のルールづくり】にかかわると考えられるご意見

- ・規制は設けながら、利用者や住民への必要な情報が伝わるものは認めても良いと思います。
- ・公共広告が少なすぎる。

視点8 【優良な屋外広告物支援】にかかわると考えられるご意見

- ・屋外広告物は以前に比べたらずい分抑制されていると思いますので、良い広告の支援も必要ではと思います。
- ・優良な広告を増やすために有料化と、厳しい制限を設けて欲しい。
- ・景観に寄与するデザイン、皆に周知されている会社の広告ならば構わないと思う。
- ・まわりの色彩にあった広告物にして欲しい。
- ・商業主義優先ではなく、周囲との調和を考えた広告が多くなることを望みます。
- ・横浜の文化都市のイメージに相応しい広告にして頂きたい。
- ・芸術性の高いものを
- ・優良広告物の支援というのは、取り締まりと逆の視点で効果があるかも知れませんね。

その他のご意見

- ・人の目の高さだと邪魔になり、少し上の方であれば広告を見ていると楽しくなります。
- ・広告関係者に課税し、収入源とすべきである。
- ・広告に対する落書きが目立ちます。罰則強化を望みます。
- ・バス停に設置してある広告パネル板は取り除くべきだ。
- ・横浜市営バスの入れ替わる広告は新しくして良いと思います。